

副学長の職務に関する事項

麗澤大学学則第 6 条の 2 第 2 項に基づき、副学長の職務について、以下のとおり定める。

- (1) 教育担当、学生担当、国際担当、研究担当、経営企画担当の 5 名の副学長を置く。
- (2) 教育担当の副学長は、次の校務をつかさどる。
 - ①教育に関する事項
 - ②入試に関する事項
 - ③その他教育に関して学長が命ずる事項
- (3) 学生担当の副学長は、次の校務をつかさどる。
 - ①学生生活、学生の福利厚生及び賞罰に関する事項
 - ②寮教育に関する事項
 - ③後援会に関する事項
 - ④その他学生に関して学長が命ずる事項
- (4) 国際担当の副学長は、次の校務をつかさどる。
 - ①国際交流及びグローバル戦略に関する事項
 - ②その他国際化に関して学長が命ずる事項
- (5) 研究担当の副学長は、次の校務をつかさどる。
 - ①研究に関する事項
 - ②その他研究に関して学長が命ずる事項
- (6) 経営企画担当の副学長は、次の校務をつかさどる。
 - ①経営企画に関する事項
 - ②自己点検・評価に関する事項
 - ③その他経営企画に関して学長が命ずる事項

学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問する事項
及び大学執行部会議の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問する事項

麗澤大学学則第 10 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問する事項」について、以下のとおり定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教員の教育研究業績の審査に関する事項

麗澤大学学則第 11 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項で、学長が諮問する事項」

について、以下のとおり定める。

- (1) 教育課程の編成に関する事項
- (2) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- (3) 休学・自主退学等の学籍に関する事項
- (4) 学生の賞罰に関する事項
- (5) その他全学的な重要事項

学裁第 2019-003 号
(平成 31 年 4 月 1 日 学長裁定)

研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

麗澤大学大学院学則第 10 条第 2 項第 3 号の「教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が諮問する事項」について、以下のとおり定める。

- (1) 教育課程の編成及び研究計画に関する事項
- (2) 教員の教育研究業績の審査に関する事項